

# 令和3年度から個人住民税に適用される 税制改正についてお知らせします



課税室(市民税担当) 63-7429

令和2年1月1日以降の収入・所得に関係します  
令和3年度の個人住民税に反映されます税制改正の内容について詳しくは、  
市ホームページをご覧ください。

**税金の計算に使われる  
「控除額」が変わります**

**「控除」や「所得」って?**

- 「給与所得控除」や「公的年金等控除」、「基礎控除」などの控除額が変わります。
- 控除額に変更はあるものの、**給与収入850万円以下の人や、公的年金収入1,000万円以下**(かつその他の所得1,000万円以下)の人などは、**税負担増にはなりません**。

**給与(年金) 収入額****給与所得(公的年金等) 控除額****給与(公的年金) 所得 [合計所得]****基礎控除など****課税所得**

=税額算定の基礎

**給与所得控除****公的年金等控除****10万円引き下げ**

- 給与所得と年金所得の両方がある人は、引き下げが重複しないよう調整します。

**給与所得控除の見直し**

- 給与所得控除について、給与収入が850万円以下の場合は、10万円引き下げられます。850万円を超える場合は、給与収入に比例して、10～25万円引き下げられます。

**給与所得者で給与収入850万円以下  
なら、税額は変わりません。**

これは、給与所得控除が10万円引き下げられるものの、基礎控除額が10万円引き上げられるので、課税所得が変わらないためです。

~R1 **基礎控除** **給与所得控除**  
R2 ~ **基礎控除 +10万円** **給与所得控除 -10万円**

**給与所得者で給与収入850万円以上  
なら、税負担増となります。**

これは、給与所得控除額が改正前と比べて10～25万円引き下げられ(所得が10～25万円増え)、基礎控除の増額分(10万円)で相殺しきれないためです。

**ただし…****子育て・介護世帯などは調整控除あり**

- 給与所得者で年収850万円を超えていても、23歳未満の扶養親族がいる人や、特別障害者控除の対象である「扶養親族等」がいる人、本人が特別障害者である場合には、「所得金額調整控除」が適用され、改正前と比較して税負担増とならないように調整されます。

**公的年金等控除の見直し**

- 公的年金収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限額が設定されます。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額が、さらに10万円引き下げられます。
- 公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は、控除額が、さらに20万円引き下げられます。

**年金収入が年間1,000万円以下で、かつ  
年金以外の所得が1,000万円以下の人の  
ら税額は変わりません。**

これは、公的年金等所得控除が10万円引き下げられるものの、基礎控除額が10万円引き上げられるので、課税所得が変わらないためです。

~R1 **基礎控除** **公的年金等控除**  
R2 ~ **基礎控除 +10万円** **公的年金等控除 -10万円**

**未婚のひとり親に対する税制上の  
措置・寡婦(寡夫)控除を見直し**

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等48万円以下)を有する単身者に「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
  - ①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用
- \*①、②の控除は合計所得金額500万円以下で、かつ事実婚状態でないことが要件
- ①または②に該当し、かつ、合計所得金額が135万円以下の人は個人住民税が非課税

**基礎控除****10万円引き上げ**

令和元年分一律33万円

令和2年分43万円※  
**10万円  
引き上げ**

※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、控除額が減り、2,500万円を超える場合は、基礎控除は適用されません(下表)。

合計所得金額	控除額
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円

**扶養控除などの適用にかかる  
合計所得金額要件などの見直し**

- 給与所得控除額や公的年金等控除額が10万円引き下げられることに伴い、所得金額が10万円増えることになりますが、同時に税法上の扶養親族になることができる所得要件も10万円引き上げられます。

配偶者控除・扶養控除の対象者になることができる所得要件

例 給与収入のみの場合	改正前	改正後
給与の収入金額	103万円以下	103万円以下 ※改正前と同額
給与の所得金額	38万円以下	48万円以下
控除対象者になることができる合計所得金額	38万円以下	48万円以下

**年間の給与収入が103万円以下であれば、引き続き配偶者控除・扶養控除の対象者となることができます。**

**新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している****中小企業者・小規模事業者に対し、令和3年度 固定資産税を軽減します**

**対象者** 令和2年2月～10月で、任意の連続する3ヵ月の事業収入の合計が、前年の同時期と比べて30%以上減少している事業者

**対象資産** 中小企業者などが所有する償却資産と事業用家屋

**軽減内容** 事業収入の減少幅に応じ、対象資産に係る令和3年度固定資産税をゼロ、または2分の1とします。

**申請** 令和3年1月4日㈪～2月1日㈪に、申告書(認定経営革新等支援機関などの確認が必要)と、同機関などに提出した書類一式を提出

④申告書は市ホームページに掲載。市役所1階課税室(資産税担当)でも配布。詳しくは問合せ先へ

課税室(資産税担当) 63-7437

**コロナ禍に係る経営相談**

中小企業や小規模事業者を対象に、コロナ禍に係る経営相談を実施しています。

※要予約。相談無料

日時 第1月曜日午前10時～午後4時(令和3年3月まで)

**お問合せ・予約先**

(公財)県産業支援センター

059-228-3326